

# 公 示 (理 事)

定款第 21 条、定款施行細則第 14 条に基づき、一般社団法人日本救急看護学会理事の選出を下記の通り行います。

## 記

1. 選出される理事の人数 7 名
2. 理事の任期 平成 27 年 10 月 15 日開催の定時社員総会終結後～平成 29 年開催の定時社員総会の終結の時まで
3. 選挙人および選挙理事候補者
  - 1) 被選挙人（選挙理事候補者）は社員（評議員）のうち非改選理事を除く 167 名
4. 選挙の実施および方法
  - 1) 選挙理事候補者の投票
    - (1) 選挙人の無記名投票（郵送による二重封筒方式）により行う。
    - (2) 投票用紙は、投票者の秘密が保たれるものとする。
    - (3) 投票は、候補者氏名を印刷した投票用紙に定められた記載方法に従って行う。
    - (4) 次の投票は無効とする。
      - ① 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの
      - ② 返信用封筒に必要事項を記載していないもの
      - ③ 被選挙人でない者を記載したもの
      - ④ 規定者数をこえて記載したもの（投票は 7 名以内です。8 名以上の場合には全て無効になります。）
    - ⑤ 消印日が投票締切期限を過ぎたもの
    - ⑥ その他、選挙管理委員会が無効と判断したもの
  - 2) 投票用紙送付先 一般社団法人日本救急看護学会 選挙管理委員会
  - 3) 投票用紙送付時期  
平成 27 年 6 月中旬に学会事務所から新社員（評議員）の皆様へ投票用紙を送付致します。
  - 4) 投票締切 **平成 27 年 7 月 24 日（金）（当日消印有効）**
5. 選挙理事候補者の決定
  - 1) 選挙は、投票総数の 2 分の 1 以上の有効投票によって成立する。
  - 2) 有効投票の得票数の多い順に上位 7 名を選挙理事候補者とする。
  - 3) 得票同数者のなかから当選人を決定する場合は、委員長が抽選で決定する。
  - 4) 当選人に当選の旨を文書で通知し、当選人の受諾意思を確認する。辞退の場合は次点者を繰り上げる。
6. その他  
疑義が生じた場合は、選挙管理委員会で協議し、決定する。

平成 27 年 6 月吉日  
一般社団法人日本救急看護学会  
代表理事 中村 恵子